

2012年2月3日

株式会社アイスタイル

代表取締役社長 吉松 徹郎

問合せ先： 経営管理部 (03)5785-8902

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「顧客、株主、取引先、社員、社会というすべてのステークホルダーから信頼を得ることが企業価値を継続させていくこと」であると考えております。また、当社グループの事業基盤であるコミュニティサイトは、消費者より「中立的で信頼できる」との評価を得ることが基本的な成立要件であり、消費者の評価を高めるうえにおいて、運営母体の信用向上は欠かせない要件であると考えております。そのため、経営の健全性、機動性、透明性及び客観性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は、当社が外部環境変化の著しいインターネット業界に属する点からも、重要な経営課題であると認識し積極的に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉松 徹郎	1,777,000	31.26%
ヤフー株式会社	730,800	12.85%
学校法人都築俊英学園	600,000	10.55%
株式会社サイバーエージェント	400,000	7.04%
山田 芽由美	271,000	4.77%
DAC ビジネスパートナーズ株式会社	250,000	4.40%
株式会社ベネッセホールディングス	245,000	4.31%
グリー株式会社	239,000	4.20%
サンブリッジ・テクノロジーファンド 2002 投資事業有限責任組合	165,000	2.90%
Globis Fund III, L.P.	164,000	2.88%

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
御手洗 大祐	他の会社の出身者									

1 会社との関係についての選択項目

- a.親会社の出身である
- b.他の関係会社出身である
- c.当該会社の大株主である
- d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外取締役に選任している理由
御手洗 大祐		当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。	企業経営の豊富な経験や実績があり、経営に関する幅広い見識を有していることから社外取締役として選任しております。また、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は、内部監査の結果に関して、月1回報告・意見交換を行うとともに、追加的な手続の必要性等の検討を行っております。また、内部監査室が出席していない経営会議等の情報は、定期的に監査役から内部監査室に情報提供を行い、効率的な経営管理が実施されているかを内部監査室としても把握、評価できるようにしております。

監査役と会計監査人は、監査開始前において、監査体制、実施する監査手続の概要、重点監査事項等に関する報告及び意見交換を行い、会計監査人による監査結果につきましても、監査体制、監査概要、主な気付き事項等に関する報告を受け、意見交換を行っております。

また、会計監査人より期末及び四半期毎に実施される監査講評について、監査役及び内部監査室が同席することで情報共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
原 陽年	他の会社の出身者 / 公認会計士									
都 賢治	他の会社の出身者 / 税理士									
中森 真紀子	他の会社の出身者 / 公認会計士									

1 会社との関係についての選択項目

- a.親会社の出身である
- b.他の関係会社出身である
- c.当該会社の大株主である
- d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外監査役に選任している理由
原 陽年		当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結してお	公認会計士として専門的知見、幅広い見識を有していることから社外監査役として選任しております。

		ります。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。	また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
都 賢治		当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。	税理士として専門的知見、幅広い見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
中森 真紀子		当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。	公認会計士として専門的知見、幅広い見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	
該当事項はありません。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、その他
-----------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、その他の付与対象者については、経営参画意義の高揚と業績向上に対する意欲や士気を高めるために付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会決議に基づきこれを決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは経営管理部が行っており、取締役会に関する資料の事前配布及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・取締役会
当社の取締役会は取締役6名(うち社外取締役1名)により構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。
- ・経営会議
当社は、常勤取締役、常勤監査役及び社長が指名する部門管理者による経営会議を毎週開催しております。これにより、日常の業務執行の確認や意思決定の迅速化を図り、企業価値の向上を目指しております。

・監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また、監査役会は原則として定例取締役会後に開催し、必要に応じて監督内容につき意見書を提出しております。

・会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

・リスク管理体制の整備状況

当社は、内部統制システムに関する基本的な考え方に従い、リスク管理体制の整備を行って参りました。当社のリスク管理状況については、内部監査室が監査を行い、その結果は、代表取締役社長及び監査役に報告される体制をとっており、常にリスク管理体制の維持・向上を図るとともに、リスクが現実化した場合や自然災害等に備えて、緊急連絡網の整備及び事業継続計画の策定等、危機管理に対する体制も整えております。なお、当社では「コンプライアンス規程」に基づき、経営管理部門担当役員を責任者とするコンプライアンス委員会を設置しており、代表取締役の諮問機関として、当社の重要なコンプライアンス上の問題を審議しております。さらに、当社では内部通報制度を設けており、通報された内容は、経営管理本部長、経営管理部長、法務担当者及び外部の顧問弁護士で十分な調査、検討を行い、適切に処理をすることとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。それぞれ会社経営者としての経験や、公認会計士、税理士としての幅広い知見と経験を有し、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定について、監督、助言、監査を実施しております。

・株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期が6月であるため、集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
その他	招集通知や決議通知を自社ホームページへ掲載することを検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算及び第2四半期決算終了後に個人投資家向け説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投	四半期決算及び年度決算終了後の説明会を開催する予定で	あり

資家向けに定期的説明会を実施	あります。	
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ内に IR 専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理部に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常にステークホルダーの視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行って参ります。

. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社の内部統制システムにつきましては、平成 20 年 9 月 22 日開催の臨時取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、整備しております。</p> <p>a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっております。また取締役が他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることといたします。</p> <p>また、取締役会については、「取締役会規程」に基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営が確保されております。</p> <p>なお、今後においても、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく努めて参ります。</p> <p>b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>取締役の職務の執行に関わる情報については、社内規程に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で本社で保存及び管理し少なくとも 10 年間は取締役、監査役が閲覧可能な状態を維持していきます。</p> <p>c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>
--

当社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社対応は経営管理部が行うものとしたします。

新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

d . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、法令・定款に基づき取締役会を設置しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会とは別に常勤の取締役及び監査役で構成される経営会議を設置し、毎週1回定時に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図っております。

なお、職務執行については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に職務遂行の範囲並びに権限・責任が明確化されており、これに基づき適正に行っております。

e . 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令・社内規程に基づき使用人が職務の執行に必要と認める適切な指導監督又は教育を職制に基づいて行っております。

f . 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社と子会社が相互に密接な連携のもとに、それぞれの経営の自主性を尊重しつつ、グループ全体の経営の効率化を追求し、かつ経営上の重要な案件を合理的に処理しております。

g . 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項及び

取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置くこととします。

h . 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会・経営会議に出席するほか、財務資料・その他事項について適宜報告を求めるとしてあります。

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行っており、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する体制となっております。

また、取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行います。

i . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

2 . 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス規程」において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を図り、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対して経済的利益を含む一切の利益の供与を行ってはならない。」旨を行動基準として明記しております。

この行動基準の下、当社では、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するために、取引の開始時及び継続取引においては毎年1回、取引先が反社会的勢力と関係を有していないことを外部の調査機関を利用して情報を収集し、確認しております。

また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターが主催する、暴力団等、反社会的勢力との関係排除や反社会的勢力からの不当要求があった場合の対応策等に係る講習を受講し、対応体制・対応要領を整備しております。

当社では、上記の取引先調査及び不当要求があった場合の対応について「反社会的勢力対応マニュアル」として具体的に制定し、運用を行っております。

上記行動基準及びマニュアルを役員・社員へ周知、徹底していくとともに、経営管理部所管のもと顧問弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して社員の教育・啓発を実施することで、反社会的勢力排除に向けてさらなる社内体制の整備・強化を図っていく方針です。

. その他

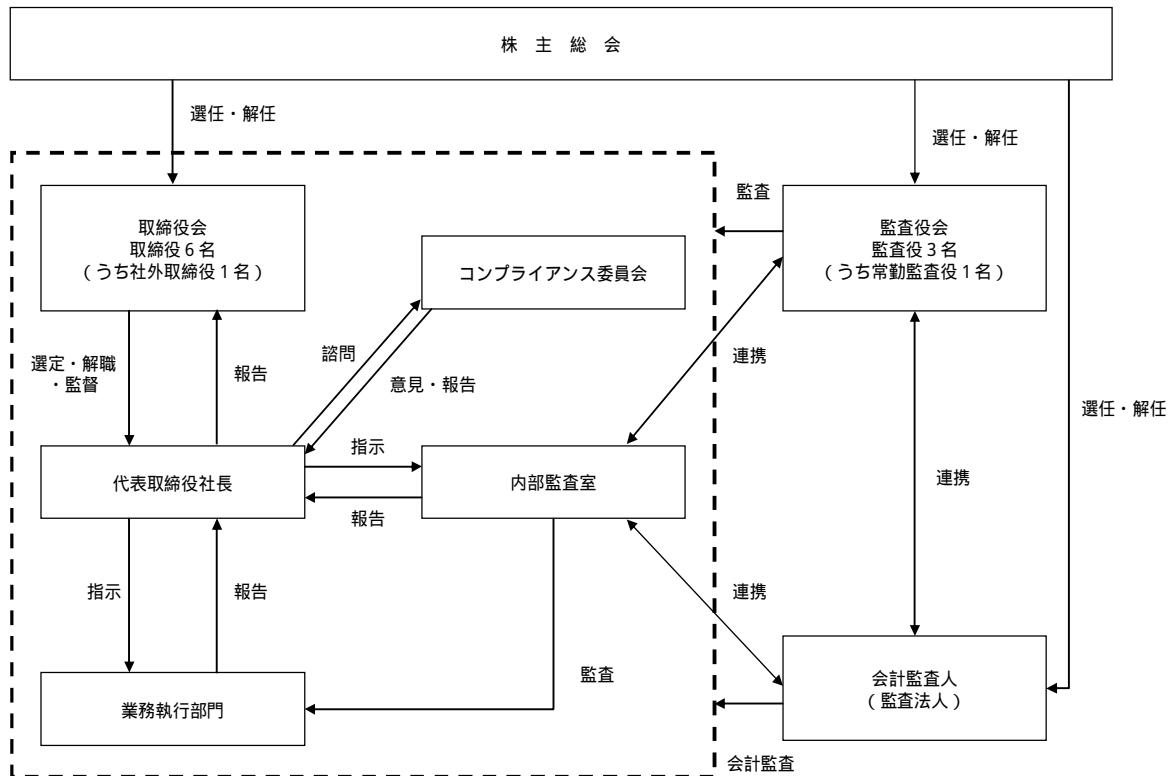
1 . 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

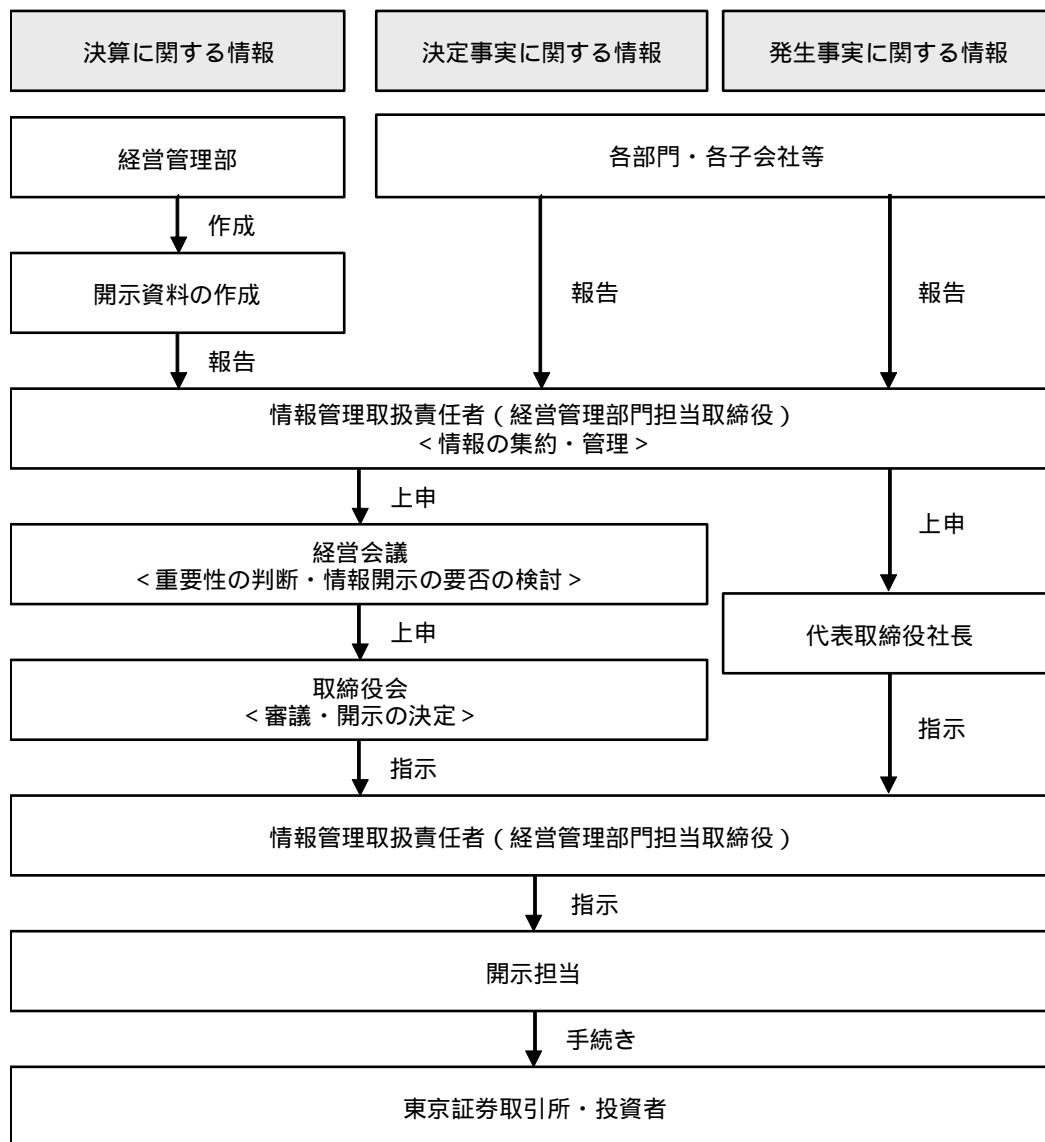
2 . その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上